

アフターサービス推進室
活動報告書

Vol. 2 : 2011 年 1 月～2011 年 3 月

アフターサービス推進室

目次

1	アフターサービス推進室とは	1
	(1) アフターサービス推進室設立の経緯	1
	(2) 業務内容	1
2	活動報告(2011年1月～3月)	2
3	現段階の調査進捗報告	2
3-1	女性医師等の復職支援方法に関する調査	2
3-1-1	予備調査(ヒアリング)の概要および意見・課題	2
3-2	労働基準行政の実態調査	5
3-2-1	調査結果:	5
3-3	障害者雇用対策のホームページの改善	5
3-3-1	改善の背景	5
3-3-2	改善の概要	5
3-3-3	課題および改善事項	6
3-4	「退所児童等アフターケア事業」の推進支援	7
3-4-1	調査結果:	7
3-4-2	課題および改善提案:	7
3-5	年金支払サービスの向上支援	8
3-5-1	調査結果:	8
3-6	年金フロントサービス改善支援	8
3-6-1	調査結果:	8
4	今後の活動について	8
	(1) 既存案件の継続調査	8
	(2) 新案件の追加選定	9
	(3) 実査・分析	9
	(4) 活動報告	10
	添付資料1:「女性医師等の復職支援」などについての予備調査(ヒアリング)結果と取り組み事例	i
	添付資料2:障害者雇用対策課のホームページ	iv

1 アフターサービス推進室とは

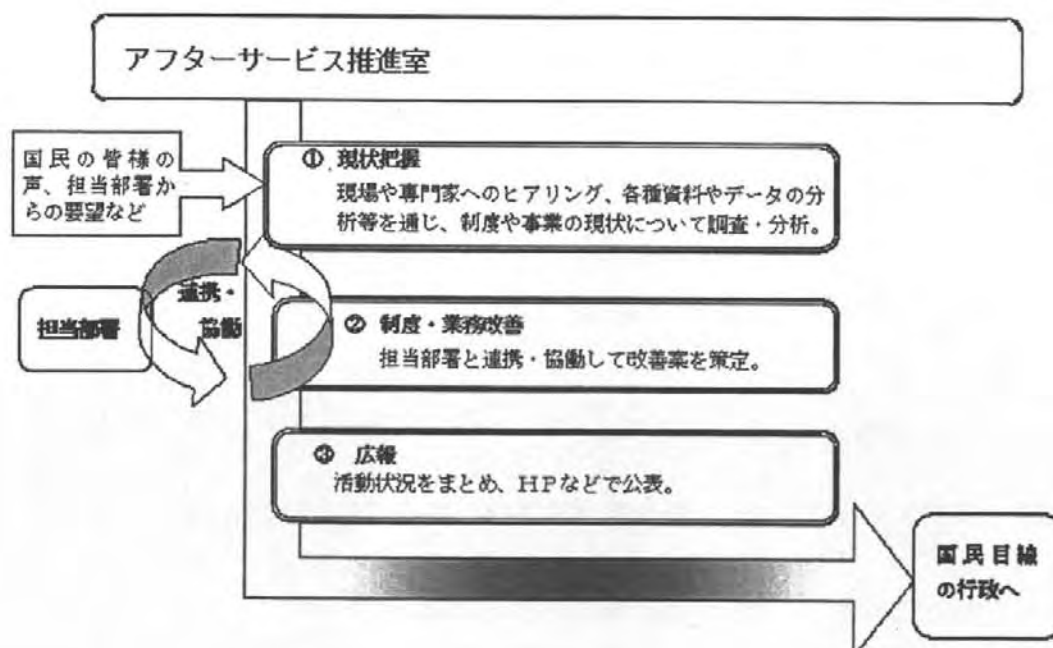
(1) アフターサービス推進室設立の経緯

アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的通り国民の皆様の生活に役立っているかどうか、制度・事業が本来の目的通りに機能していないと考えられる場合に何が問題なのか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010年9月に設置されました。

当室のメンバーは、国民の目線を重視し、4名の民間出身者と厚生労働省の職員5名（併任）および事務補佐員1名で構成されています。

(2) 業務内容

- ① 国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータの分析を通じて現状について調査・分析
- ② 担当部署と連携・協働して改善案を策定
- ③ 報告書を作成して公表
- ④ その他、担当部署のアフターサービスに対する取組状況を示す指標の開発など、現状把握機能、制度・業務改善機能の向上に資する取り組み



2 活動報告（2011年1月～3月）

アフターサービスの観点から、厚生労働省の制度・事業の中で改善が可能と思われるものについて、国民の皆様の声、現場視察、厚生労働省の制度・事業に関する情報収集を基に以下の6件を選定しました。

番号	案件名	概要
1	女性医師等の復職支援方法に関する調査	「女性医師支援センター事業」（および女性医師等就労支援事業）を利用して復職した医師や離職したままの医師の意見を聴取し、事業のさらなる効率的・効果的運営を検討する。
2	労働基準行政の実態調査	労働条件の確保・改善および労働基準関係法令についての周知が、より適切に図られるよう、労働基準監督行政において改善すべき点がないかについて調査する。
3	障害者雇用対策のホームページ改善	障害者雇用施策のホームページを読みやすくなるよう改善する。
4	「退所児童等アフターケア事業」の推進支援	運営主体および利用者の声を通して、事業が果たしている役割や効果、課題について明らかにすることにより、事業の一層の推進を図る。
5	年金支払サービスの向上支援	「支払いが遅い」「いつ支払われるのかわからない」という国民の皆様の声に応えるため、支払案件を調査し、原因を明確にして、改善を図る。
6	年金フロントサービス改善支援	「日本年金機構の対応が悪い」「マナーが悪い」という国民の皆様の声が多いため、さらなる改善策を日本年金機構と共に検討する。

3 現段階の調査進捗報告

現時点までに取りまとめた調査結果について、以下に概要を示します。

3-1. 女性医師等の復職支援方法に関する調査

3-1-1. 予備調査（ヒアリング）の概要および意見・課題

都道府県・大学病院などの医療機関・関連NPOに9件のヒアリングを行い、

以下の意見・課題を得ました。(具体的事例は別紙で紹介します)

	意見・課題	改善提案
①	<p>復職のための研修の受講希望者の数を事業前年度に調査し、それに基づいて年度初めに予算化する方式を採用する都道府県が多い。</p> <p>しかし、離職者の人数や所在地、状況を把握することは極めて困難なのが実状である。</p> <p>希望者の予想が実際と異なり、予算が不要となるケースがある。</p>	<p>女性医師等就労支援事業への申請を、年1回から複数回に改め、年度途中での申請や変更が可能な仕組みを構築する。</p> <p>離職者との連絡が途絶しないよう、名簿などの充実を図る。例えば、隔年ごとに実施される「医師・歯科医師・薬剤師調査」をこの目的に利用できないか検討する。自治体、あるいは民間企業で離職者の名簿を構築するなど。</p>
②	<p>長期の離職から復職する例は、都道府県単位で見ると、毎年数人であり、ノウハウが蓄積しにくいケースが多い。</p>	<p>中長期的に復職研修を継続提供できる医療機関を育成する。また、そのような医療機関から他の機関へ、復職のための研修のノウハウを伝える環境を整備する。</p>
③	<p>40歳代、50歳代でも復職した例がある。</p>	<p>都道府県や医療機関などでは、復職希望者に対し、離職年数、復職回数、年齢、元の診療科などに関する制限を設けることなく、門戸を広く確保する。</p>
④	<p>都道府県の中には、一般的な医師確保対策として事業を行っているところと、特定の診療科における対策として行っているところがある。</p> <p>実際に復職した診療科を見ると、産科や救急の割合は比較的小さい。総合診療科・内科・小児科・皮膚科などが比較的多く、その他さまざまな診療科にも復職実績がある。</p>	<p>離職医師が復職を決意する際の心理的・物理的障壁を低くするため、都道府県や医療機関などで復職を勧誘する場合は、復職先診療科を狭く限定しない。</p> <p>中長期的に復職研修を継続提供できる医療機関を育成することが望ましい。また、そのような医療機関から他の機関へノウハウを伝える環境を整備することが望ましい。</p> <p>(再掲)</p>
⑤	<p>女性医師等就労支援事業の交付要</p>	<p>事業の実施要綱を定める際、柔軟性</p>

	<p>綱・補助要綱に基づき、自治体でどのような予算措置が可能か、不明確だという指摘が都道府県担当者からあった。また、実際には国費による補助の対象となるものでも、対象外だと誤解をしている担当者もいた。</p>	<p>を保ちつつ、具体的な例示を増やす。特に、就労環境改善については、不明確との指摘が多かったので、具体的な記述を増やす。</p>
⑥	<p>独立行政法人が運営する病院が女性医師等の就労支援に重要な役割を果たし得るとしても、都道府県費による補助は難しいという声があった。</p>	<p>独立行政法人などに都道府県費を投入する場合、総務省と協議し承認を得る必要がある。これがかなり厳しい制約となっている。</p> <p>国側（厚生労働省）では、自治体が、独立行政法人などが設置する病院に事業を委託できるよう、県費による補助が必須とされる現在の条件を見直す。</p> <p>都道府県側では、「女性医師等就労支援事業」と「地域医療再生臨時特例交付金」との組合せなど、予算の組み方を工夫する。</p>
⑦	<p>女性医師等の勤務環境を改善することで、離職医師の復職を促すだけでなく、離職・退職を未然に防ぐ目的でも事業を行っている都道府県があった。</p> <p>相談窓口の整備、復職研修、就労環境改善の3つのうち、就労環境改善が最も有効ではないか、という声があった。</p> <p>就労環境改善については、短時間正規雇用の有効性が高いという声があった。</p>	<p>離職医師の復職という観点だけでなく、医師が勤務を継続できる環境整備という観点からも、医師の就労環境改善を重視する。</p> <p>その一環として、短時間正規雇用の導入を検討する。</p>
⑧	<p>病院内外の保育施設の情報を集約しても、ホームページなどで公開していない都道府県が多い。</p>	<p>都道府県や医療機関等の相談窓口で病院内外保育施設の情報などを集約し、公開することが望ましい。</p> <p>これらの情報は、離職中の医師にと</p>

		って重要なことが多く、入手が容易であれば、復職プランを立てやすくなる。
⑨	都道府県、都道府県医師会、近隣の大学病院などの医療機関の連携が重要であるという指摘があった。	医師の流動性は高いので、行政や関係機関の連携を促進すると共に、日本医師会（女性医師バンクを運営）などの全国組織とも連携する。

添付資料1に、アフターサービス推進室として参考となる事例と判断したものを紹介しました。

3-2. 労働基準行政の実態調査

3-2-1. 調査結果：

(1) 調査した労働局・監督署とヒアリング対象者

労働局	福島、東京、愛知、大阪、広島
労働基準監督署	郡山、渋谷、名古屋北、大阪中央、広島中央
ヒアリング対象者	労働局職員、労働基準監督署職員、 総合労働相談員

(2) 視察の結果

相談窓口の状況や、現場の第一線で働く監督官や相談員の生の声を聞くことができ、現状を把握することができました。現在、視察結果を分析して、課題を抽出中です。

3-3. 障害者雇用対策のホームページの改善

3-3-1. 改善の背景

障害者雇用のホームページ改善は利用者の観点から使い勝手を良くするために、ホームページの構成を整理し、障害者の方や事業主の方等の利用者自身に必要な情報を得やすいホームページにすることを目標として改善を実施しました。

3-3-2. 改善の概要

(1) ホームページデザインの提案・改善

アフターサービス推進室が、障害者雇用に関連した多岐にわたる情報を想定利用者ごとに分類・集約しやすいホームページのデザインを提案しました。

(2) 利用者を想定した情報の分類と集約

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課が、ホ

ームページの利用者として想定される障害者の方や事業主の方等が、自身に必要な情報を得やすくなるように情報を分類・集約しました。また、視覚障害者の方の意見を聴取するなどし、問題点の把握の参考としています。

(3) 改善によって得られる効果

利用者ごとに必要とする情報がまとまっていることで、目的の情報にたどり着きやすくなり、障害者雇用対策についての情報が入手しやすくなることが期待されます。

(4) 障害者雇用対策課のホームページ（添付資料2）

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha.html>)

3-3-3. 課題および改善事項

	課題	改善事項
①	「障害者雇用対策」のトップページが画面上縦に長い構成であり、ひと目では情報の全体像が把握しづらいため、目的の情報へたどり着きにくい。	該当ページを6つに再分類してページを作成し、それぞれのページの同一箇所に見出しを表示させた。また、「施策の紹介」として分類したページをさらに「障害者の方へ」、「事業主の方へ」、「特別支援学校、就労支援施設、地方自治体などの方へ」、「好事例集」と分類してページを作成した。
②	障害者の方のための相談・支援機関に関する情報を探すには、「職業リハビリテーションの実施」から入る必要があり、わかりにくい表現になっている。	①で作成した「障害者の方へ」と「事業主の方へ」のページそれぞれに「相談・支援機関の紹介」の項目を作成した。
③	障害者の方に対する支援策を探すには、複数のページを探す必要がある。	①で作成した「障害者の方へ」に「就労に向けた支援策」の項目を作り、障害者の方の支援策に関する情報を集約した。
④	事業主の関心が高いと考えられる障害者雇用率等に関する情報を探すには、複数のページを探す必要がある。	①で作成した「事業主の方へ」のページに「障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて」の項目を作り、障害者雇用率等に関する情報を集約した。
⑤	特別支援学校や自治体等の関係	①で作成した「特別支援学校、就労

	者が自身に関連する施策を探すには、複数のページを探す必要がある。	支援施設、地方自治体などの方へのページに、特別支援学校や自治体等に関する情報を集約した。
⑥	事業主の関心が高いと考えられる助成金の情報が見つけにくい箇所があり、情報にたどり着きにくい。	事業主が把握しやすいように、「事業主の方へ」の中に「障害者を雇い入れた場合などの助成」のページを作成した。(①で既述)

3-4. 「退所児童等アフターケア事業」の推進支援

3-4-1. 調査結果：

事業を実施している自治体の担当課と、運営主体（社会的養護の当事者参加推進団体であるNPO法人「日向ぼっこ」、社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部、鳥取こども学園が運営している「ひだまり」）および、この事業の利用者などに対して、ヒアリング調査を行いました。併せて、関連資料の分析を行いました。

3-4-2. 課題および改善提案：

	課題	改善提案
①	この事業は先駆的な事業でもあり、具体的な内容や実施プロセス、および事業が果たしている役割について、自治体や関係機関（運営主体になり得る可能性のある機関や組織）の理解、周知が十分に進んでいない。 このような状況が事業を推進していく上での課題となっている。	運営主体や利用者の声などを通して、児童養護施設の退所者などに対する具体的な支援の状況や、この事業が果たしている役割を明らかにする。 これまでの運営主体の活動の中から、この事業を行うのに必要なノウハウやポイントを集約する。 上記活動で明らかになった事柄に関し、さまざまな機会を活用して自治体や関係機関に周知を図り、事業の実施を積極的に促す。

詳細な調査報告は次回に行う予定です。

3-5. 年金支払サービスの向上支援

3-5-1. 調査結果：

(1) 調査した事務所

- ・日本年金機構本部
- ・厚生労働省 年金局

(2) 調査の結果

平成22年1月1日に日本年金機構が発足してから、国民年金保険料の還付金の支払や年金再計算（時効特例）に伴う時効特例給付の支払が遅れるケースが少なからず発生しています。その原因を解明し、改善案をまとめるため、現在、支払手順を精査しています。詳細な調査報告は次回に行う予定です。

3-6. 年金フロントサービス改善支援

3-6-1. 調査結果：

(1) 調査した事務所

- ・日本年金機構本部
- ・江戸川年金事務所
- ・京都南年金事務所
- ・所沢年金事務所

(2) 調査の結果

年金手続きに関する質問、処理状況についての問い合わせ、接客マナーなどに対する指摘など、さまざまな国民の皆様の声に対応するための体制作りと、その継続的改善の状況、現場の声を聞くことができました。現在、課題や改善案について分析作業中です。

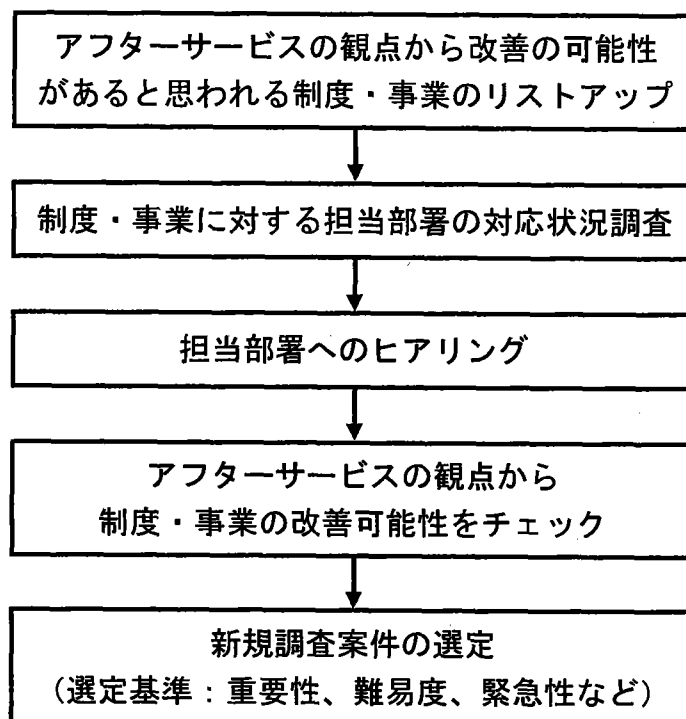
4 今後の活動について

(1) 既存案件の継続調査

調査途中の案件、調査後に課題や改善案を分析中の案件、改善内容について担当部局と調整中の案件に関しては、結果取りまとめに向け、引き続き調査・分析、調整を行います。また、今回改善提案を行った内容についても、提案しただけで終わりにならないよう、一定期間経過後に改善がなされているかについて検証する予定です。

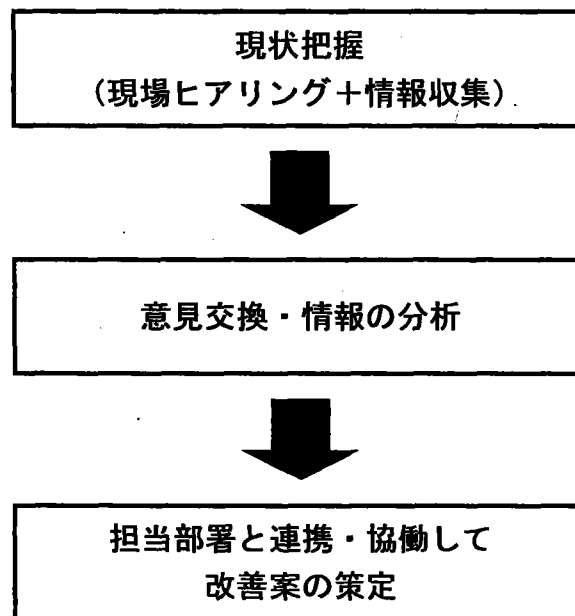
(2) 新案件の追加選定

継続案件に加えて、新規案件の追加選定を行い、アフターサービスの観点から制度・事業の改善可能性をチェックします。



(3) 実査・分析

上記選定案件について現場ヒアリングやより詳細な情報収集を行い、担当部署との意見交換および情報分析を通じて、連携・協働して改善案を策定します。



(4) 活動報告

国民の皆様幅広く情報を公開するため、活動内容を報告書にまとめ、3～4カ月ごとにホームページで公開します。次回の報告は2011年6月を予定しています。

以上

添付資料 1 : 「女性医師等の復職支援」などについての予備調査（ヒアリング）結果と取り組み事例

～より効果的な復職支援を目指して～

プライバシー保護の観点から、離職医師や復職した方々に直接のインタビューができなかったため、彼らを支援している関係者の一部に対して予備調査（ヒアリング）を実施しました。その他、インターネットなど、公開情報も収集しました。その結果、「女性医師等の復職支援」についての課題を具体的に把握することができ、支援事業のための改善提案ができたと考えています。

以下は、今回の予備調査（ヒアリング）で得た情報や提言です。

- ① 医師といっても一旦離職すると、医療業務への復帰は難しい現状があります。これは、性別に関係がなく、離職期間が長くなるほど困難さは増します。従って、復職する・しないにかかわらず、まずは辞める人を出さないことが大事です。1週間、または1日に、1～2時間の非常勤勤務としてでも、医療業務に携わり続けることが肝心です。
- ② それには、医師個人の意識に加え、周囲の支援が欠かせません。1人の医師が辞めれば、その分、他の人にしわ寄せが行くのは明らかですし、医療業界全体の品質レベルの維持を図るという観点からも協力し合う必要があります。
- ③ それでも、さまざまな事情から、自分の希望とは違って、医業を辞めざるを得ない医師がいることも確かです。例えば、女性の医師の場合には、結婚・子育て・介護などのために“自分の意志に反する選択をせざるを得ない”事情が多く発生するようです。したがって、「医師の復職支援」では、「女性医師」にウェイトを置く必要があります。
- ④ 女性医師が増え続ける中で、上記のような事情で今後、離職者が増える可能性があります。医師の数は急には増やせないのも、まず、減少を食い止める必要があります。そのために、短時間勤務や非常勤勤務は良い方法ですが、離職者が医療現場に復帰できる“きっかけ”を提供する仕組み（セーフティネット）も不可欠です。これは正に、アフターサービスの分野といえます。
- ⑤ 離職した医師が全員、復職を願っているという情報はありませんでした。しかも、自ら関係者との連絡を絶つ傾向も見られます。従って、離職した後の動静を把握するのは困難です。しかし、自ら復職したい、あるいは復職のための相談をしたいと思ったときに、必要な情報にアクセスでき、連絡を取れる仕組みが必要です。また、離職した理由がさまざまであるように、復職を妨げる要因もさまざまでしょう。その意味で、現場に密着した多様な情報を持ち、相談に懇切丁寧に対応できる窓口（機関）の存在は不可欠です。
- ⑥ 医師としての「勘」を取り戻すための研修も、個別の事情に合わせて設計し実施する必要があります。そのために柔軟な対応ができる機関を確保する必要があります。
- ⑦ 以上を総合すると、「女性医師等の復職支援」をより組織的に、効率的に、継続的に行うべきと考えます。
- ⑧ これらの活動が相まって、全国的な医師不足の解消や地域医療の強化などにつながるので

はないかと考えます。

<事例集>

ヒアリングを通じて、アフターサービス推進室として参考となる事例と判断したものを紹介します。

予備調査（ヒアリング）で見つけた好事例集

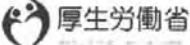
	好事例	実施主体
①	県域や卒業大学にこだわらない復職支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・東京女子医科大学の全国規模の病院ネットワーク（東京女子医大、日本赤十字社、恩賜財団済生会、メディカル・プリンシプル社） ・岡山大学病院の協力医療機関ネットワーク（岡山県、香川県など）
②	人生相談・個人面接・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・東京女子医科大学 ・岡山大学病院 ・筑波大学病院 ・九州大学病院
③	病院または大学における相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・東京女子医科大学 女性医師再教育センター ・岡山大学病院（県が県医師会に委託している女性医師相談窓口と連携） ・島根大学病院
④	保育など、日常生活も含めた相談用窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県医師会（県内の保育所、院内保育に関するデータベースを作成。県医師会および県のホームページからアクセス可能。名称や住所などの他に、保育所によっては、理念やスイミングなど特別サービスの紹介もある）
⑤	復帰先診療科の多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学病院（制約なし） ・東京女子医大（制約なし） ・神奈川県（小児科、外科、内科、救急部門、麻酔科、産科・婦人科の6つ） ・東京都（制約なし）
⑥	研修先病院での就業条件がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・東京女子医科大学（日本赤十字社、恩賜財団済生会、メディカル・プリンシプル社） ・岡山大学病院
⑦	短時間正規雇用の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学病院の定員外雇用 ・東京女子医大の定員外雇用 ・短時間勤務に対する神奈川県の人件費補助（最初の

		<p>一年間のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治医科大学病院
⑧	<p>就労環境評価 (就労環境の底上げ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本医療機能評価機構(評価体系(Ver.6.0)では、「就労管理が適切に行われている」評価項目の中に、「子育て支援などの離職防止・復職支援策を評価する」項目が新たに盛り込まれた ・イージェイネット(「働きやすい病院評価」)
⑨	<p>放課後学童保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都 ・神奈川県(地域医療再生計画) ・岡山大学(長期休暇時のみ)
⑩	<p>国立大学での復職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県が岡山大学病院に女性医師キャリアセンター運営事業を委託(「女性医師等就労支援事業」と「地域医療再生基金」を組み合わせている)

以上

添付資料 2 : 障害者雇用対策課のホームページ


(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha.html>)



メニュー

文字サイズの変更

このページのコンテンツについて多くの皆さまのご意見をお待ちしております。 [意見を送る](#)

雇用の安定


障害者雇用対策

障害のある人の障害のない人と同様、その能力と適正に応じた雇用の場を設け、地域で自立した生活を営むことが可能な社会の実現を目指し、障害のある人の雇用対策を総合的に推進しています。

障害者雇用対策

[施策の概要](#)
 [トピックス](#)
 [データ・資料](#)
 [施策の紹介](#)
 [その他](#)

● 施策の概要

障害者の雇労意識は近年急速に高まっており、障害者が職業を選び、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策を進めています。

障害者の雇用対策としては、まず、企業に対して、雇用する労働者の1.0%に相当する障害者を雇用することを義務付けています(障害者雇用率制度)。

これを満たさない企業からは付金を徴収しており、この付金をもとに雇用奨励費より多く障害者を雇用する企業に対して奨励金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備等に助成したりしています(障害者雇用付金制度)。

また、障害者本人に対しては、職業訓練や職業紹介、職場適応援助者等の職業リハビリテーションを実施し、それぞれの障害特性に応じたきめ細やかな支援がなされるよう取り組んでいます。

● トピックス

- 東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用付金の付付期限の延長等について (PDF:264KB)
- 財形障害者雇用促進モデル事業成果発表会
～ 積極的な障害者雇用、職場定着をめざして～
- 障害者雇用促進法の改正について
- 障害者雇用率未達成による企業名の公表について
- 企業雇用奨励金が障害者の雇用のために設立された会社を創設しました

● データ・資料

- 障害者雇用対策関係情報発表資料
- 障害者雇用分科会
- 障害者雇用関係研究会

● 施策の紹介

- 障害者雇用の現状
- 障害者雇用対策の柱
- 障害者雇用促進法の概要
 - 【**障害者雇用率(主制度)**】
 - ・ 国、地方公共団体及び民間企業は、それぞれ、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない。
 - 【**職業リハビリテーションの実施**】
 - ・ ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の連携。障害者の雇用の促進と職業の安定に取り組んでいます。
- 障害者の雇用を促進するための施策(就労支援、助成金等)
 - ・ 障害者の就職や職場定着を支援する種々の施策を実施しています。
- 障害者就業支援に対する支援

● その他

- 事業者の方へ(ハローワークインターネットサービス)
- 障害者の方へ(ハローワークインターネットサービス)
- 目的別にお探しの方
 - ・ どこに相談すればいいのかわからない方(障害者の方、事業者の方)
 - ・ 様々な工夫により障害者雇用をすすめている事業者を参考にしたい方
 - 障害者雇用事例データベース
 - 平成21年度障害者雇用職場改善好事例入賞事業所一覧
 - 平成20年度地域障害者のための職場改善に関する好事例集の二部門
 - 平成19年度3次障害者のための職場改善に関する好事例集の二部門
 - 平成18年度内閣府障害者のための職場改善に関する好事例集の二部門
 - 平成17年度肢体不自由者のための職場改善好事例集の二部門
 - 平成16年度障害者雇用職場改善好事例(視覚障害者)入賞事例集の二部門
 - ・ 助成金・税制を奨励することを考える方
- 高齢・障害者雇用支援機構ホームページ
- 関係省庁へのリンク
 - ・ 内閣府政府関係官(厚生社会担当)【障害者施策室】
 - ・ 厚生労働省障害政策課【障害者雇用】
 - ・ 厚生労働省職業能力開発局【障害者能力開発】
 - ・ 文部科学省初等中等教育局特別教育支援課【障害者教育】

トップへ

厚生労働省ホームページ | 雇用の安定

© 国政ネット | 障害モード: 有効

平成22年度 総合評価書

「ワークライフバランス推進、超過勤務の縮減、男性職員の
育児休業取得の促進、献血の推進」

平成23年6月

大臣官房人事課（蒲原基道課長）〔主担当〕

医薬食品局血液対策課（三宅智課長）

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅶ 省内から 「奢り」を一掃し、国民 と真摯に向き合う	
施策大目標 分野	1
	国民との対話 情報の発信

施策中目標	
1	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。
2	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。（ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等）

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う

施策大目標Ⅶ 1 「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する

施策中目標 1 厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。（ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等）

(1) 「職場の子育て応援プログラム」等にかかる取組

「職場の子育て応援プログラム」（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく「厚生労働省特定事業主行動計画」）（計画期間：平成22年度から平成26年度）を策定しました。平成22年度より、毎月19日に、子育てメールマガジンを配信し、男性職員の育児休業、年次休暇の取得を呼びかけています。また、休暇促進を促進するため、従来から実施していた「休暇作戦2PER1（ツ・パ・ー・ワ）に加え、平成22年2月より、「指定休暇（1年間のうち希望する年次休暇の取得予定日を事前に6日指定する。）」及び「節目休暇（5年ごとに1週間以上の休暇、休日を取得するもの。）」を定めて計画的に運用しています。超過勤務の縮減については、「育児（19時）に帰ろうマイホーム」を合い言葉とし、メールや省内放送により、早期退庁を促すとともに、月2回の「課室内消灯日」や一斉消灯（月、火、木曜日は午後10時、水、金曜日は午後8時及び午後10時）の取組を行っています。

「職場の子育て応援プログラム」数値目標(平成22年度～平成26年度)	平成22年度実績 (速報値)	平成21年度実績
父親となる本人の7日以上 の休暇取得率 90%以上 (出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前 の日から産後8週間までに)	45.3% (参考データ) 5日以上 の休暇取得率 63.4%	14.7%(注)
男性職員の育児休業取得率 10%以上	8.5%	3.1%
職員一人当たりの年次休暇取得日数 16日	13.3日	12.6日

(注) 子どもの出生時における父親の5日間以上の連続休暇の取得率(数値目標は50%)を計上。

献血の推進については、毎年、7月の「愛の血液助け合い運動」月間と1月、2月の「はたちの献血」キャンペーン月間の一環として、省内において献血を実施しています。職員に対しては、事前にキャンペーンポスターと献血実施のポスターを各課室に配布し、広く周知を行っています。また、献血当日には、メールや省内放送により、献血への理解と協力を呼びかけています。加えて、献血現場の様子を大臣に視察いただくなど、献血の推進に向けた取組を行っています。

(2) 実施状況の公表について

次世代育成支援対策促進法第19条第5項に基づき、「職場の子育て応援プログラム」の平成22年度の実施状況をホームページで公表します。(秋に実施予定。)また、大臣の視察の様子と献血の協力状況などをホームページにおいて公表しています。

平成23年度 総合評価書

省内事業仕分けの実施等について

平成23年6月

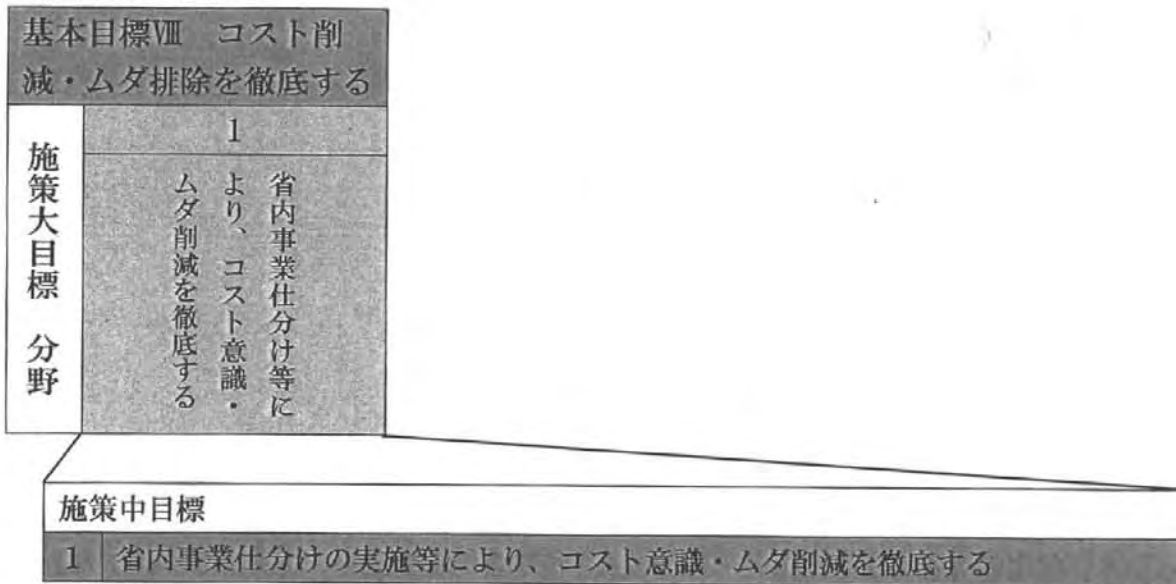
事業仕分け室(二川一男室長)

大臣官房総務課(山越敬一課長)

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】



【政策体系（文章）】

基本目標Ⅷ コスト削減・ムダ排除を徹底する

施策大目標1 省内事業仕分け等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する

施策中目標1 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する

2. 現状分析

(省内事業仕分けの実施)

○ 平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けを受けて、厚生労働省としても独自に省内事業仕分けを実施することとし、平成22年4月に事務局として新たに大臣官房に事業仕分け室を設置するとともに、平成22年の春(15回)と秋(9回)にわたり、所管する事務・事業や独立行政法人、公益法人等の事業などのあり方について、民間有識者による全面公開での事業仕分けを実施した。

○ 省内事業仕分けは、厚生労働省が自ら事務・事業を積極的に見直す独自の取り組みであり、実施に当たっては、「厚生労働省が自ら改革を実施するために行う。」、「今年限りのものではなく、恒常的な事業として位置づける」、「公開かつ外部の視点を入れて、議論を行う」等の「8原則」を明示して実施している。

(「8原則」については、厚生労働省HP (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/以下同じ。)より閲覧可能。)

○ 仕分けの場では、以下のような情報・データを収集した上で仕分け人の方々に議論いただいた。

- ・ 事務事業の概要
- ・ 法人の概要
- ・ 対象法人等が用意した改革案
- ・ 事務局が独自の実態把握等で論点等

(詳細については厚生労働省HPより閲覧可能。)

(厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会)

○ 行政刷新会議や省内事業仕分け等を踏まえ、厚生労働省所管の独立行政法人、特別民間法人、公益法人の業務内容や実施体制について横串的に再点検するため、平成22年9月に民間有識者からなる「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」を設置し、計10回にわたり議論を行った後、同年12月に報告書を取りまとめた。

○ 同委員会では、見直しの対象とする法人を絞り込んだ上で、事業の概要等についてヒアリングを行い、法人の整理合理化策のあり方についての議論を進めた。

(詳細については厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008k6i.html> より閲覧可能。)

3. 評価結果等

(1) 評価結果 — 把握された問題点及びその原因

(省内事業仕分けの実施)

- 省内事業仕分けでは、厚生労働省の担当者から事務・事業や法人について説明し、その改革案を提示した上で、仕分け人に議論をいただき、最後に仕分け人に対象の事務・事業等について「廃止」「移管」「見直し」といった見解を示していただいた。
- 最終的な改革案については、仕分け人の意見や仕分けの場での議論を踏まえて、政務三役が決定し、平成22年の仕分け結果については平成23年度概算要求に反映させるとともに、役職員の削減による組織のスリム化等を進めたところであり、平成24年度以降についても仕分け結果に基づいて改革に取り組むこととしている。
- 仕分けを実施した個々の事務・事業の最終的な改革案については、厚生労働省HPより閲覧可能。

(厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会)

- 平成22年12月の報告書における「改革への提言」を踏まえて、各分野の整理合理化の実施に取り組んでいる。

(2) 今後の方向性

平成23年春の省内事業仕分けについては、東日本大震災の発生により災害対策に取り組む必要があったため実施していないが、秋の省内事業仕分けについては、これまで仕分けを実施した事務・事業の改革のフォローアップ、中長期的な事務・事業の見直しを目的に実施する予定。

また、独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会の報告書への対応状況について、今後も継続的にフォローアップを行うこととしている。

4. 今後の施策への反映の方向性

今後も、改革の進捗状況のフォローアップ等に継続的に取り組む予定。

5. 参考

厚生労働省の省内事業仕分けについては下記のURLにより閲覧可能。

http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/

独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会については下記のURLにより閲覧可能。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008k6i.html>

平成22年度 総合評価書

「人事評価制度の実施及び職員的能力向上」について

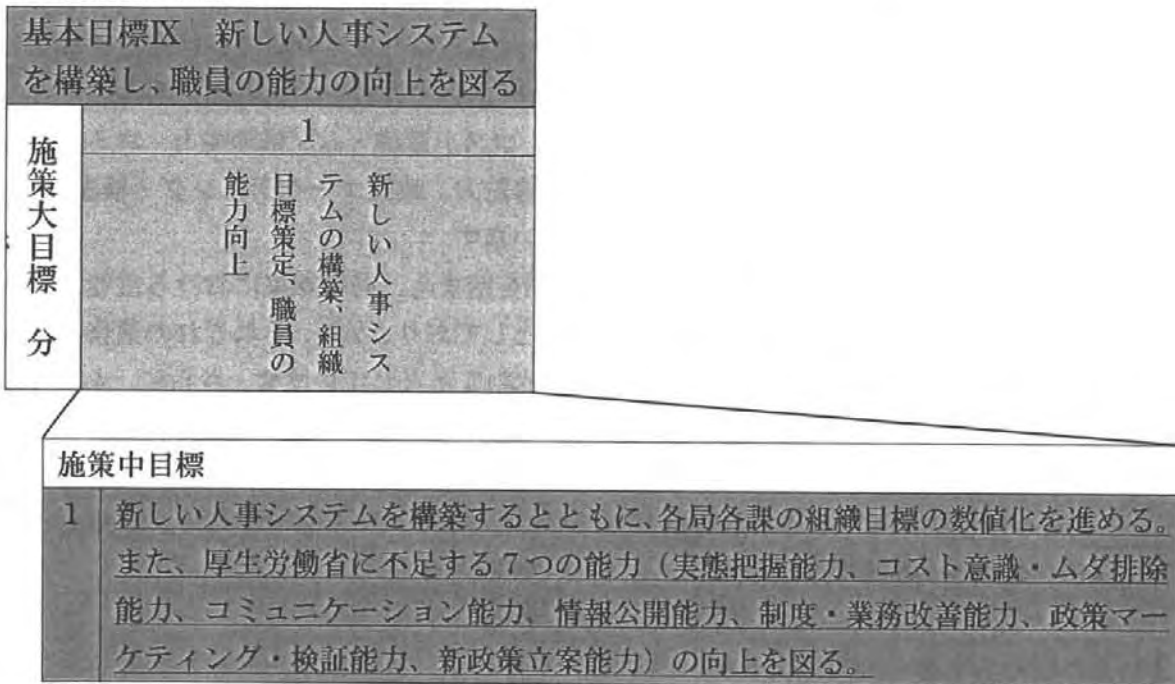
平成23年6月

大臣官房人事課（蒲原基道課長）【主担当】

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】



【政策体系（文章）】

基本目標Ⅸ 新しい人事システムを構築し、職員的能力の向上を図る。

施策大目標1 新しい人事システムを構築し、各局各課の組織目標の数値化を図り、職員的能力の向上を図る。

施策中目標1 新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力（実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力、新政策立案能力）の向上を図る。

2. 事務運営の報告及びその分析

平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年10月から実施されました。

厚生労働省においては、新しい人事システムの一環である人事評価制度の円滑かつ適切な運用に努めるとともに、人事評価制度の運用状況等について外部有識者を中心に検証するため、「厚生労働省人事評価検討プロジェクトチーム」を設置し、約1年間にわたり、人事評価制度の運用や人材育成の在り方等について議論を行いました。

これらの議論において、人事評価制度の運用上の課題や人材育成の在り方について課題が明らかになるとともに、その改善に向けた提言を受けて、以下の取組を行いました。

【組織目標の策定】

1. 個々の職員が業績評価の目標設定を行う際に、その前提となる組織目標を省、局、課室の単位で新たに策定しました。省の組織目標は、厚生労働省の使命とその使命を踏まえた具体的な施策目標とともに、組織力強化の取組として人材育成等が目標とされました。人材育成等の具体的な目標としては、あるべき厚生労働省の職員像を明確にすることや省に不足する7つの能力（実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力、新政策立案能力）の向上を図ることとされています。

また、各局各課の組織目標は、省の組織目標を踏まえ、局や課室における重要課題について基本的な方向性と目標を設定することとしており、かつ、それぞれの業務の性質に留意しつつ、可能なかぎり数値目標を盛り込むこととしています。さらに、人材育成及び7つの能力向上のための取組についても記載しています。

これらの組織目標については、策定のプロセスを含めて、組織内において共有化を図ることが重要であり、こうした組織目標の共有化を通じて、組織の活性化、組織のパフォーマンス向上が期待されます。

【個人の業績評価の目標設定】

2. 職員に対して、業績評価の目標設定に当たっての考え方及び留意事項について通知を発出し（平成22年4月、同年9月）、周知を行いました。その主な内容は、組織目標と整合性のある目標を設定すること、できる限り数値目標を設定すること、組織目標達成のために「7つの能力」の向上に留意した目標を設定すること等からなるものです。

個々の職員が、組織として達成すべき目標を踏まえて、個々の果たすべき役割を認識した上で目標を設定することにより、組織としてより高いパフォーマンスが発揮されることが期待されます。

【人事評価の面談時の留意事項】

3. 人事評価の運用改善の方策として、人事評価制度における評価者と被評価者の面談の機会を重視し、面談に当たって評価者に意識して欲しいポイントをまとめ、職員に周知しました（平成 22 年 9 月）。目標の内容や業務遂行状況等について、評価者と被評価者が良く話し合うことにより、認識の共有化が図られることや、評価者が人材育成の観点から面談を有効的に活用することにより、職員のモチベーション向上や組織パフォーマンスの向上に寄与することが期待されます。

【研修の見直し】

4. 人材育成の観点から、従来実施してきた職員研修の在り方を見直しました。

これは、厚生労働省における行政課題の多様化、複雑化への対応や、国民の厚生労働行政への不信感を払拭し信頼回復に取り組むため、時代や情勢の変化や職員のニーズを踏まえつつ、次代の厚生労働行政を担う職員を育成し、職員のパフォーマンスの向上を図るとともに、そうした職員のパフォーマンス向上を組織力の向上に結びつけていくことが必要と考えられるためです。

研修の見直しの方向性は、①望まれる人物像と強化を図る能力の明確化、②階層別研修の見直し（受講の必修化、幹部職員向け研修の強化等）、③テーマ別研修の見直し 等を内容としています。

3. 今後の課題と取組の方向性

今後は、これらの取組を定着させることが課題であり、こうした取組により、職員の資質を高め、組織の活性化や組織パフォーマンスの向上につながることを期待されています。

そのため、人事評価制度が円滑かつ適正に実施されるよう、引き続き、制度の運用状況の把握に努め、必要な改善を行っていくとともに、研修については、平成 22 年度において試行的に実施したものをはじめ、準備が整ったものから、逐次着実に実施していくこととしています。

4. 参考

- ・厚生労働省の省及び局の組織目標

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/soshikimokuhyou/>

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(I - 1 - 2))

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること(施策中目標 I - 1 - 2)
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されています。 また、同法第23条において、厚生労働大臣等は、この法律の施行に関する事務について職員に監査を行わせなければならないことが規定されています。
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (項)生活保護費 (目)生活保護指導監査委託費

施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	セーフティネット支援対策等事業費補助金							
	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
	予算の 状況 (千円) ※金額は すべて内 数	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	
		補正予算(b)		31,300,000	111,353,880		25,676,553	
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	
	執行額(千円、d)	16,042,937	49,505,791	131,513,749	23,195,278			
	執行率(%、d/(a+b+c))	89.1%	97.5%	99.4%	96.6%			
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金							
	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)			0	0	0	
		補正予算(b)			70,000	60,000	0	
		繰越し等(c)					25,700	
		合計(a+b+c)			70,000	60,000	25,700	
	執行額(千円、d)			69,246	34,300			
執行率(%、d/(a+b+c))			98.9%	57.2%				
生活保護指導監査委託費								
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額		
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,199,955	2,162,370	2,142,537	2,098,516	2,073,176		
	補正予算(b)			-49,739		-3,759		
	繰越し等(c)							
	合計(a+b+c)	2,199,955	2,162,370	2,092,798	2,098,516	2,069,417		
執行額(千円、d)	2,199,955	2,162,370	2,092,798	2,098,516				
執行率(%、d/(a+b+c))	100%	100%	100%	100%				

施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	「社会保障・税一体改革成案について」	平成23年7月1日閣議報告	○第2セーフティネットの構築 ・求職支援制度をはじめとした第2のセーフティネット施策の切れ目ない連携 ・生活保護受給者等に対する就労支援 ○生活保護の見直し ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 「別紙2 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算 I～IV 以外の充実、重点化・効率化項目」から抜粋

測定指標	指標1 自立支援プログラムの各年度の参加者数(人)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		-	75,391	101,232	129,138	174,314	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数(人)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		-	12,280	18,171	17,190	17,102	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 住宅手当(平成21年10月から実施)受給中に常用就職した者の割合(%)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度末時点	平成18年度末時点	平成19年度末時点	平成20年度末時点	平成21年度末時点	平成22年度末時点	平成23年度末
		-	-	-	-	7.8	30.0	前年度末以上
	年度ごとの目標値		前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	

指標4 自立支援プログラムの策定数	基準値	実績値					目標値
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	2,119	2,869	3,605	3,787	集計中	前年度以上
年度ごとの目標値	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—
指標5 指導監査の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	100	100	99.9	99.9	100	前年度以上
年度ごとの目標値	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—

参考資料の情報	
---------	--

担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 三石 博	報告書作成日	平成23年7月6日
-------	-----------	--------	-----------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(I-2-2))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障等を図ること							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)セーフティネットとして財政が安定していること (施策小目標2)雇用保険の給付を適正に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために以下の法令に基づき失業等給付を支給します。 根拠法令：雇用保険法第10条、特別会計に関する法律第99条第2項第2号等							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)失業等給付費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,678,347,506	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,029,789,802	/
		補正予算(b)	0	0	680,684,285	0	294,060,224	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	1,678,347,506	1,485,294,652	2,260,461,224	2,679,016,913	2,323,849,826	/
	執行額(千円、d)	1,491,692,282	1,590,666,611	2,248,106,443	集計中	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	88.9%	107.1%	99.5%	/	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 収入額【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	28,764	22,214	22,896	20,508	集計中	—	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	
	指標2 支出額【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	15,261	15,907	22,481	29,459	集計中	—	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	
	指標3 積立金残高【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	41,535	48,832	55,821	53,870	集計中	—	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	
	指標4 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	8,140	7,346	7,101	8,442	集計中	前年度以下	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	

参考資料の情報	関連法令(雇用保険法等) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html 雇用保険事業月報・年報 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/768a.pdf
---------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 坂口 卓	報告書作成日	平成23年7月5日
-------	-------	--------	-------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅰ-2-3))

施策目標名	ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する(施策中目標Ⅰ-2-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) ホームレスの自立を促進すること (施策小目標2) 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。 ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する。 ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行う。 <p>○社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
	予算の状況 (千円) ※金額はすべて内数	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	/
		補正予算(b)	0	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	/	/
		合計(a+b+c)	18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	/
	執行額(千円、d)	16,042,000	49,505,000	131,519,000	23,195,278	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	89.1%	97.5%	99.4%	96.6%	/	/		
※ホームレス対策事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として、平成21年度補正予算に70,000百万円の内数、平成22年度補正予算に60,000百万円の内数を計上している(平成22年度より貧困・困窮者の「絆」再生事業)。								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					

測定指標	指標1 全国のホームレスの数(人)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		—	—	18,564	16,018	15,759	13,124	13,124以下
	年度ごとの目標値	/	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	/
	指標2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合(%)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		61	59	59	58	70	集計中	60%以上
	年度ごとの目標値	/	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	/
	指標3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(%)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		95.0	96.7	95.1	96.6	95.9	集計中	95%以上
	年度ごとの目標値	/	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	/
	指標4 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数	実績値						
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		—	7,626	8,580	9,142	9,412	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	/	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—

参考資料の情報	<p>○ホームレス対策について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html</p> <p>○日常生活自立支援事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html</p>					
---------	--	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 宮本真司 (注)指標3については、社会・援護局福祉基盤課長 定塚由美子	報告書作成日	平成23年6月28日
-------	--------	--------	---	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-1))

施策目標名	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る(政策中目標Ⅱ-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (施策小目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (施策小目標3)官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄)</p> <p>一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。</p> <p>・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号))</p> <p>・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費：職業紹介事業指導援助費(全部) ：労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業(全部) ：求人情報提供機能強化推進費(全部) ：職業紹介事業等の実施に必要な経費(一部) (項)高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)		43,693,015	54,241,416	66,584,767	64,185,538	
		補正予算(b)		2,338,076	14,203,812	1,287,022	2,740,486	
		繰越し等(c)		0	0	-3,224	3,224	
		合計(a+b+c)		46,031,091	68,445,228	67,868,565	66,929,248	
	執行額(千円、d)		39,713,612	59,508,222	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))		86.3%	86.9%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

指標	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
指標1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	-	32.4%	31.8%	25.4%	23.7%	25.6%	27.0%
年度ごとの目標値		32.0%	33.0%	31.0%	24.0%	26.0%	
指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合	-	15.1%	29.6%	23.1%	21.4%	24.9%	24.0%
年度ごとの目標値		17.0%	30.0%	31.0%	24.0%	22.0%	
指標3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	-	20.3%	21.1%	24.6%	32.5%	30.0%	27.0%
年度ごとの目標値		-	-	22.0%	27.0%	31.0%	
指標4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動をおこした割合	-	35.7	38.6	35.3	34.3	30.4	-

<p>参考資料の情報</p>	<p>○職業安定法(昭和22年法律第141号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%90%45%8b%c6%88%c0%92%e8%96%40&EFSNO=1201&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=89 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%98%4a%93%ad%8e%d2%94%68%8c%ad%8e%96%8b%c6%82%cc%93%4b%90%b3%82%c8&EFSNO=1324&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=0 ○しごと情報ネット http://www.job-net.jp/</p>
----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>職業安定局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>首席職業指導官 北條 憲一 需給調整事業課長 鈴木英二郎</p>	<p>報告書作成日</p>	<p>平成23年7月5日</p>
--------------	--------------	---------------	--	---------------	------------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-2))

施策目標名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る(政策中目標Ⅱ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること (施策小目標2)中小企業等の雇用管理の改善を支援すること (施策小目標3)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること (施策小目標4)離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること (施策小目標5)農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要があります。 このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。 【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金…雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金…雇用保険法第62条第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2及び第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金…雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)…旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域雇用機会創出等対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 <small>※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</small>	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)		43,790,557	120,585,748	811,038,278	440,377,185	
		補正予算(b)		255,605,138	615,056,017	0	729,545,012	
		繰越し等(c)		0	0	▲ 2,832,712	280	
		合計(a+b+c)		299,395,695	735,641,765	808,205,566	1,169,922,477	
	執行額(千円、d)		289,843,899	700,916,146	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))		96.8%	95.3%					
施策に関係する内閣の 重要政策(施政方針演説 等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している ①平均労働者数 ②事業継続割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			①2.3 ②97.5%	①2.0 ②97.4%	①1.9 ②97.3%	①2.0 ②97.3%	①2.0(速報値) ②97.3%	①2人以上 ②95%以上
	年度ごとの目標値		①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	
	指標2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		25%	29.30%	31.70%	39.20%	54.20%	35%以上	
年度ごとの目標値		22%以上	22%以上	22%以上	22%以上	35%以上		
指標3 (財)産業雇用安定センターを活用した出向・移籍の成立率	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		46.50%	45.90%	40.00%	43.10%	60.50%	45%	
年度ごとの目標値		40%以上	43%以上	43%以上	33%以上	37%以上		

参考資料の情報	【関連事業の行政事業レビューシート】 受給資格者創業支援助成金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/701a.pdf 雇用調整助成金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/698a.pdf 産業雇用安定センター補助金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/716a.pdf 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/702a.pdf 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/703a.pdf 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/704a.pdf 林業雇用改善推進事業… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/726a.pdf 港湾労働者派遣事業対策費… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dlrv3/730a.pdf
----------------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用開発課長 水野 知規 地域雇用対策室長 福士 亘 建設・港湾対策室長 堀井 奈津子 介護労働対策室長 堀井 奈津子	報告書作成日	平成23年7月5日
--------------	-------	---------------	--	---------------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-3))

施策目標名	高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る(政策中目標Ⅱ-1-3)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること</p> <p>(施策小目標2)障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること</p> <p>(施策小目標3)若年者の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>(施策小目標4)就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。</p> <p>また、公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、65歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、制度的な対応を検討するとともに、企業の取組に対して必要な支援等を行ってまいります。</p> <p>障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の厳格な運用等を実施しています。 <p>また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計</p> <p>(項)職業能力開発強化費 : 職業能力開発の強化に必要な経費(一部)</p> <p>(項)高齢者等雇用安定・促進費 : 高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(一部)</p> <p>(項)若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>(項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>労働保険特別会計雇用勘定</p> <p>(項)高齢者等雇用安定・促進費: 試行雇用奨励金(全部)</p> <p>(項)高齢者等雇用安定・促進費: 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>(関連税制)</p> <p>障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置として、機械等の割増償却制度(平成25年度まで)、不動産取得税及び固定資産税の特例措置(平成24年度まで)、事業所税の特例措置(恒久措置)等を設けています。</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)		102,153,353	206,105,885	158,932,477	149,986,093	
		補正予算(b)		154,587,313	459,277,696	106,204,403	58,328,897	
		繰越し等(c)	予算の繰越 え前なので 算定困難	▲ 2,510,000	0	105,592,362	4,739	
		合計(a+b+c)		254,230,666	665,383,581	370,729,242	208,319,729	
執行額(千円、d)		245,427,247	556,296,070	集計中				
執行率(%、d/(a+b+c))		96.5%	83.6%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	・障害者基本計画	平成14年12月24日(閣議決定)		5. 雇用・就業				
	・重点施策実施5か年計画	平成19年12月25日(閣議決定)		5. 雇用・就業				
・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成22年6月18日(閣議決定)		VI雇用・人材戦略 3. 高齢者の就労促進 4. 障がい者の就労促進					

測定指標	指標1 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			33.0	37.0	39.0	44.6	46.2	50.0
	年度ごとの目標値		50%以上	50%以上	46%以上	46%以上	48%以上	
	指標2 公共職業安定所における就職率(障害者)	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(※1)
			17.6	17.5	17.1	16.8	18.2	前年度実績(※2)以上
	年度ごとの目標値		-	-	前年度実績以上	前年度実績以上	16	
	※1 平成23年度は、「公共職業安定所における就職件数(障害者)」を目標として設定							
	※2 52,931件(平成22年度)							
	指標3 ハローワークの職業紹介により正規雇用につながったフリーター等の数	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			24.0	17.2	18.0	25.6	23.0	24.0
	年度ごとの目標値		-	13.5	22.7	22.7	30.4	
	指標4 特定就職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		1.6%/3.7%	1.6%/3.4%	1.5%/3.3%	1.9%/3.5%	2.1%/3.9%	同左下	
年度ごとの目標値		当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下						
指標5 新規高卒者の就職内定率	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		96.7	97.1	95.6	93.9	95.2	-	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	92.3%以上	90%以上		

参考資料の情報	<p> 障害者基本計画 URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf 重点施策実施5か年計画 URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/zeisei.pdf 【関連事業の行政事業レビューシート】 特定求職者雇用開発助成金・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/726a.pdf、 高齢者雇用開発特別奨励金・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/738a.pdf、 高校新卒者に対する就職支援・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/927a.pdf、 フリーター等正規雇用化支援事業・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/930a.pdf </p>				
担当部局名	職業安定局	作成責任者名	高齢者雇用対策課 土田 浩史 障害者雇用対策課 山田 雅彦 若年者雇用対策室 久地良 俊二 雇用開発課 水野 知観 就労支援室 伊藤 正史 外国人雇用対策課 野口 尚	報告書作成日	平成23年7月5日

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-4))

<p>施策目標名</p>	<p>多様な職業能力開発の機会を確保する(施策中目標Ⅱ-1-4)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)ジョブ・カード制度を推進すること (施策小目標2)助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと (施策小目標3)職業能力開発を充実すること (施策小目標4)キャリア・コンサルティング環境を整備すること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>(根拠法令) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務が定められています。 ①事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること、 ②労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助の奨励に努めること、 ③労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めること、 ④離職者その他職業能力の開発向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練及び事業主等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練を実施すること、 ⑤職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助を行うこと、 ⑥技能検定を円滑に実施すること等に努めること</p> <p>○ 第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において以下のようにされています。 (1)ジョブ・カードの普及促進の中核をなす地域ジョブ・カード運営本部について、民間団体に委託している地域ジョブ・カードセンターから国に移管し、国が中心となった関係機関による緊密な連携・協力体制といった枠組みの下で、企業と求職者の双方に対するジョブ・カードの普及を推進するとともに、制度を着実に実施していく必要がある。 (2)労働者の技能と地位の向上を目的とし、実際に就職や転職に結びつけ、あるいは企業内における適切な能力評価、労働者に対するキャリア形成やスキルアップのインセンティブの付与を実現するためには、習得した職業能力を客観的に評価する「ものさし」としての評価制度が必要である。また、評価制度については、業種・職種について横断的に制度を設計・運用することが必要である。 現在は、産業構造が変化し、国際競争が激化する中、成長が見込まれる分野を中心として、実践的な職業能力を備えた人材を育成するための環境整備が急務となっている。また、若者や非正規労働者などの職業能力形成機会に乏しい者が増大しており、これらの者の職業能力の開発及び向上が求められている。 このような状況を踏まえ、社会全体で実践的なキャリア・アップを図るため、教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備を行っていく必要がある。 (3)現在は、新たに就業した者から管理職にわたる段階的かつ体系的な職業能力の評価を行うことを目的とし、仕事に必要な「知識」や「技術・技能」に加えて、どのように行動すべきかといった「職務遂行能力」を記述した職業能力評価基準の整備を進めているところである。この職業能力評価基準については、積極的に活用している業界団体や企業がある一方で、導入が進んでいない業種もある。導入が進んでいない業種については、その要因を分析し、業界団体や企業のニーズを踏まえつつ評価基準の改善を行い、普及・促進を図っていく。 (4)国が労働者の有する技能の程度を検定し、公証する技能検定制度は、能力評価のインフラ整備や技能労働者の能力向上に重要な役割を果たしているところである。今後も、技能検定職種の統廃合の推進、民間機関が実施する指定試験機関方式への移行、技能検定の試験基準の見直し等により、技能検定制度が社会的ニーズにあつたものとなるよう、定期的に受検者・業界団体等のニーズを検証しつつ見直しを行っていく。 (5)企業が自ら労働者の能力開発を行うことは、企業が求める人材の育成につながるものとして重要であり、キャリア形成促進助成金、認定職業訓練制度等のより効果的な活用や企業内でキャリア形成の推進役となる人材の育成等を促進し、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業を支援する。 (6)職業生涯にわたる個々人の主体的なキャリア形成の取組を支援する観点から、(中略)職業生涯の節目において、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を一層進めるとともに、専門的な相談支援を担うキャリア・コンサルタントについて、技能検定、キャリア・コンサルティング能力評価試験等による能力評価やスキルアップのための講習等による能力向上のシステムの整備等を通じ、人材の確保・質の向上を図る必要がある。 とされています。</p>						
<p></p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)職業能力開発強化費 (項)独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構運営費 (項)独立行政法人雇用・能力開発機構運営費 (項)独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費</p> <p>○関連税制 人材投資促進税制</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「予算額には」「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>19年度</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度要求額</p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>・新成長戦略</p>		<p>平成22年6月18日</p>		<p>・ジョブカード取得者300万人 ・公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%</p>		

測定指標	(指標1)公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(65%以上/平成32年まで)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	68.2%	69.8%	68.3%	62.4%	62.4% (速報値)	65%
		年度ごとの目標値	65%	65%	65%	65%	65%	
測定指標	(指標2)公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(80%以上/平成32年まで)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	79.7%	78.5%	74.5%	73.9%	78.6% (速報値)	80%
		年度ごとの目標値	75%	80%	80%	80%	80%	
参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○新成長戦略 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/782a.pdf</p> <p>(技能検定等の実施)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/950a.pdf</p> <p>(キャリア形成促進助成金)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv07a.pdf</p> <p>(キャリア支援企業等育成事業)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/777a.pdf</p> <p>(キャリア・コンサルティング普及促進事業)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/781a.pdf</p>							

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	総務課長 井上 真	報告書作成日	平成23年6月30日
<p>施策小目標1については、職業能力開発局実習併用職業訓練推進室長 田中 歩</p> <p>施策小目標2については、職業能力開発局能力評価課長 星 直幸</p> <p>施策小目標3については、職業能力開発局能力開発課長 田畑 一雄</p> <p>施策小目標4については、職業能力開発局キャリア形成支援室長 浅野 浩美</p>					

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-5))

<p>施策目標名</p>	<p>若年者のキャリア形成を支援する(施策中目標Ⅱ-1-5)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること (施策小目標2)若年者等の職業的自立支援を充実すること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○雇用対策法(昭和41年法律第132号)により、 ・青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実する ・事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないこととされています。 ○職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)により、 ・青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない ・事業主は、必要に応じ、実習併用職業訓練を実施することにより、その雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする ・事業主は、当該事業主の行う実習併用職業訓練の実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができることとされています。 ※「実習併用職業訓練」は、事実運用上「実践型人材養成システム」という名称とされています。 ○子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)により、子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、国及び関係機関等において、必要な相談、助言又は指導等を行う等の支援を行うこととされています。 ○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、平成32年までの目標として、「若者フリーター数124万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者10万人」が掲げられています。 ※「地域若者サポートステーション事業」…ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要であることから、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を運営している。 ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)により、 ・フリーター等の正社員経験の少ない若者を正社員へ導くジョブ・カード制度を推進する ・ニート等の若者に対して、地域若者サポートステーション事業により、職業的自立支援を推進することとされています。 ○青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第275号)により、事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、OJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)及びOFF-JT(業務の遂行の過程外において行う職業訓練)を計画的に実施すること、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第10条の2第2項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施することとされています。 ○第9次職業能力開発基本計画 ・ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていくこととされています。 ・また、ジョブ・カード制度については、これまでも非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールとして活用が進んできたところであり、今後とも、職業能力開発施策における基本的なツールとしてジョブ・カードを活用し、制度の普及・促進を図っていくことが必要であるとされています。</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費:職業能力開発支援事業委託費(一部) 労働保険特別会計雇用勘定 (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等職業能力開発支援事業委託費(全部) (項)若年者等職業能力開発支援費:雇用開発支援事業費等補助金(全部)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>19年度</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度要求額</p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>			<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>・新成長戦略</p>	<p>平成22年6月18日</p>			<p>・公共職業訓練受講者の就職率:委託65% ・地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人</p>		

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-6))

施策目標名	障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する(施策中目標Ⅱ-1-6)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)障害者への支援を図ること (施策小目標2)母子家庭の母等への支援を図ること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。 ・一般の職業能力開発校においては、知的障害者や発達障害者等を対象とした職業訓練コースを設けるとともに、施設のバリアフリー化を推進し、障害者の入校を促進することにより、障害者の職業訓練機会の拡充を図ることが求められている。 ・職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入し、企業の人材ニーズを踏まえた職業訓練としていく必要がある。 ・障害者の職業能力開発に関する研究、地域における障害者職業能力開発促進事業の実施、障害者技能競技大会の開催等により、障害者の職業能力開発を促進する必要がある。 ・母子家庭の母等のうち、知識・技能・経験の不足等により就職困難な状況にある者が安定した職業に就くためには、就業に求められる十分な能力を身につける職業訓練を受けることが不可欠である。母子家庭の母等に対しては、準備講習付き職業訓練と託児サービスの提供を組み合わせた支援が実施されているところであり、このような母子家庭の母等の特性に配慮した支援を引き続き実施していく必要があるとされています。 						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費:障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費(全部) 障害者等に対する職業能力開発の推進に必要な経費(全部)</p> <p>労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費:障害者に対する職業能力開発の支援に必要な経費(全部)</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	7,650,519	7,699,689	7,459,903	7,158,526	6,802,760	/
	補正予算(b)	/	/	/	/	/	/
	繰越し等(c)	/	/	/	/	/	/
	合計(a+b+c)	7,650,519	7,699,689	7,459,903	7,158,526	6,802,760	/
	執行額(千円、d)	6,534,796	6,747,288	6,987,594	6,868,828	/	/
	執行率(%、d/(a+b+c))	85.4%	87.6%	93.7%	96.0%	/	/
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-	-		-			

測定指標	指標1	基準値	実績値				目標値	
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値	-	66.7%	65.7%	59.0%	55.0%	集計中	/
		/	60%	60%	60%	60%	60%	60%

参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/944a.pdf</p>
----------------	--

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力開発課長 田畑一雄	報告書作成日	平成23年6月30日
--------------	---------	---------------	-------------	---------------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-7))

施策目標名	技能の継承・振興を推進する(施策中目標Ⅱ-1-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)技能継承・振興の為に施策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条第5項において、国は、技能振興に関して事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報啓発等を行うこととされています。</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において以下のようにされています。</p> <p>(1)労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。また、高齢化や職業構造の大きな変化の中、地域社会にとって必要な職種の専門的な技能や熟練技能を有する人材が減少していることから、技能の継承や後継者難の問題への対応といった観点から、地域社会を支える人材育成に向け、関係機関が連携した取組を進める必要がある。</p> <p>(2)若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検勧奨に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。</p> <p>ものづくり分野を中心とした熟練技能の重要性についての国民各層の理解を深め、技能の受け皿となる若年人材の継続的な確保を図るため、熟練技能者の派遣等による技能講習の実施や、技能者による技能の実演を通じた技能者との交流等を行っていく。</p> <p>また、児童・生徒やその親に対しては、技能やものづくりの関心を深めるため、職業能力開発施設や業界団体、教育機関等関係機関との連携により、ものづくりの現場を見学できる機会を増やすなど、技能やものづくりの魅力に触れる機会を作る必要がある。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)技能継承・振興推進費:技能継承・振興の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,019,929	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	2,019,929	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	
	執行額(千円、d)		1,348,535	1,539,193	704,117			
執行率(%、d/(a+b+c))		96.8%	92.7%	73.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				
測定指標	(指標1) 3級技能検定の受検者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	-	141,102人	159,606人	198,449人	270,914人	288,614人	前年度実績以上	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)) URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/795a.pdf</p> <p>(技能継承・振興対策費(全国技能士会連合会費)) URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/796a.pdf</p>							
担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力評価課長 星 直幸	報告書作成日	平成23年6月30日			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-2))

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策中目標Ⅱ-2-2)																																																					
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)労働者の安全確保対策の充実を図ること (施策小目標2)労働者の健康確保対策の充実を図ること (施策小目標3)職業性疾病の予防対策を図ること (施策小目標4)労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策																																																					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び第11次労働災害防止対策(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図っています。 また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図っています。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進しています。																																																					
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (一般会計) (項)厚生労働本省共通費:厚生労働本省一般行政に必要な経費(一部) 審議会等に必要な経費(一部) (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費:独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金(全部) (項)都道府県労働局共通費:都道府県労働局一般行政に必要な経費(一部) (労働保険特別会計 労災勘定) (項)労働安全衛生対策費:労働安全衛生対策に必要な経費(一部) (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費:独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費(全部) (項)社会復帰促進等事務費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(一部) (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(一部)																																																					
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>24,127,623</td> <td>21,499,663</td> <td>20,817,336</td> <td>22,129,874</td> <td>18,032,146</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,748,604</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>58,930</td> <td>25,741</td> <td>897</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>24,127,623</td> <td>21,558,593</td> <td>20,843,077</td> <td>22,130,771</td> <td>19,780,750</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	24,127,623	21,499,663	20,817,336	22,129,874	18,032,146	-	補正予算(b)	-	-	-	-	1,748,604		繰越し等(c)	0	58,930	25,741	897	-		合計(a+b+c)	24,127,623	21,558,593	20,843,077	22,130,771	19,780,750		執行額(千円、d)		-	-	-	-	-		執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	-	-	
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																															
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	24,127,623	21,499,663	20,817,336	22,129,874	18,032,146	-																																															
	補正予算(b)	-	-	-	-	1,748,604																																																
	繰越し等(c)	0	58,930	25,741	897	-																																																
	合計(a+b+c)	24,127,623	21,558,593	20,843,077	22,130,771	19,780,750																																																
執行額(千円、d)		-	-	-	-	-																																																
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	-	-																																																
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																		
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																				

測定指標	指標1 (労働災害による死亡者数(人))	基準値	実績値					目標値
		19年	18年	19年	20年	21年	22年	24年
		1,357	1,472	1,357	1,268	1,075	1,195	1,085※1
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	前年比減	
	指標2 (休業4日以上死傷者数(人))	基準値	実績値					目標値
		20年	18年	19年	20年	21年	22年	32年
		119,291	121,378	121,356	119,291	105,718	107,759	83,503※2
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	前年比3%減	
	指標3 (定期健康診断における有所見率(%))	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年	21年	22年	24年
		-	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	減少に転じさせる
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
※1 第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣公示)に基づき目標を設定(平成19年と比して20%以上減少させる) ※2 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に基づき目標値を設定(平成20年と比して30%以上減少させる)								

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣策定) http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/index.html ○労働災害に関するデータ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html ○労働安全衛生法 http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=859
----------------	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 高崎真一 安全課長 田中正晴 労働衛生課長 鈴木幸雄 化学物質対策課長 半田有通	報告書作成日	
--------------	------------------------	---------------	--	---------------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-3))

施策目標名	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う(施策中目標Ⅱ-2-3)							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という。)に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行います。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の傷病等のうち、業務上の事由等により生じたものに対して、労働者災害補償保険法に基づき必要な保険給付を実施します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部) (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部) (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部) (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部):労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	800,493,308	810,893,425	813,286,931	825,236,779	823,579,010	精査中
		補正予算(b)	-	-	-	-	1,390,205	/
		繰越し等(c)	-	734,874	1,304,120	1,030,652	420,049	/
		合計(a+b+c)	800,493,308	811,628,299	814,591,051	826,267,431	825,389,264	/
	執行額(千円、d)	-	783,199,338	762,370,867	集計中	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	-	96.50%	93.59%	-	/	/		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	244	217	211	209	190	前年度以下
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	指標2	基準値	実績値					目標値
	精神疾患事案の請求から決定までの所要日数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		320	290	278	261	258	前年度以下	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

参考資料の情報	平成22年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001f1k7.html
---------	--

担当部局名	労働基準局労災補償部	作成責任者名	補償課長 河合智則	報告書作成日	
-------	------------	--------	-----------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-4))

施策目標名	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する(施策中目標Ⅱ-2-4)							
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っています。労災保険においては、被災労働者の稼働能力のてん補が重要ですが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情(介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等)に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主の責任で適切な措置を講ずる必要があります。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。							
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条において、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2において、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(全部) (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部) (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	220,969,266	187,006,979	178,605,719	173,012,779	168,113,888	精査中
		補正予算(b)	-	-	7,431,785	-	17,046,636	-
		繰越し等(c)	219,716	250,044	167,091	1,359,183	159,897	-
		合計(a+b+c)	221,188,982	187,257,023	186,204,595	174,371,962	185,320,421	-
	執行額(千円、d)	-	167,528,624	162,863,275	集計中	-	-	-
	執行率(%、d/(a+b+c))	-	89.46%	87.36%	-	-	-	-
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				
測定指標	指標1	基準値	実績値				目標値	
	労災保険の社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	77.80%	74.50%	55.80%	66%	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-
参考資料の情報	【調査名・資料出所、備考等】							
	・社会復帰促進等事業に係る成果目標の実績評価について http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hukki.html							
担当部局名	労働基準局労災補償部	作成責任者名	労災管理課長 木暮康二	報告書作成日				

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-5))

施策目標名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する(施策中目標 Ⅱ-2-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること (施策小目標2)多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進しています。 また、平成22年6月18日閣議決定された新成長戦略において、「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)」の実現に向けたワーク・ライフ・バランスの実現(年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮)に取り組むことが求められており、2020年までの目標として、年次有給休暇取得率70%、過労働時間60時間以上の雇用者の割合を2008年(10%)の5割減とすることが掲げられるとともに、関係閣僚、経済界、労働界等の代表からなる「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においても、新成長戦略と同様の数値目標が掲げられ、目標を達成することが求められています。 テレワークについては、平成22年6月に政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」により策定された「新たな情報通信技術戦略 工程表」において、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標が定められています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)仕事生活調和推進費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,686,345	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	精査中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,686,345	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	精査中
	執行額(千円、d)	-	2,013,128	1,993,304	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	76.6%	67.0%	集計中				
※ 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年	21年	22年	32年
		-	38.6%	41.5%	46.2%	52.1%	※40.5%(46.7%)	100%
	年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
	※平成22年度より調査対象業種を拡大。()は前年度までと同一の調査対象業種による数値を計上。							
	指標2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年度	21年度	22年度	32年
		-	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%	9.4%	5%
	年度ごとの目標値		前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	
	指標3 年次有給休暇取得率	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	32年	
	-	46.6%	46.7%	47.4%	47.1%	集計中	70%	
年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上		

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間等設定改善法(法律の概要) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/01.pdf ○労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/honbun.pdf ○新成長戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○仕事と生活の調和推進のための行動指針 http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html ○新たな情報通信技術戦略 工程表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf
---------	---

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-6))

施策目標名	安定した労使関係の形成を促進する(施策中目標Ⅱ-2-6)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています (施策小目標1) 集团的労使関係法制の普及啓発を図ること (施策小目標2) 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること (施策小目標3) 労使紛争を早期かつ適切に解決すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○国際労働関係事業は、アジア、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115号第1項第15号</p> <p>○労働組合法、労働関係調整法及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に基づき、中央労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行っています。</p>							
予算書との関係	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 労使関係安定形成促進費(特別会計、全部) (項) 労使関係等安定形成促進費(一般会計、全部)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	(注)	934,254	878,602	836,589	813,448	
		補正予算(b)		-20,818	-16,225	0	0	
		繰越し等(c)		0	0	0	0	
		合計(a+b+c)		913,436	862,377	836,589	813,448	
	執行額(千円、d)	805,863	773,578	764,520				
執行率(%、d/(a+b+c))	88.2%	89.7%	91.4%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	79.9%	80.9%	—	88.0%	50%
	年度ごとの目標値		—	50%	50%	50%	50%	
参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中央労働委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/ 労使関係総合調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/669a.pdf</p> <p>(注) 平成20年度予算より本業務に係る(項)が創設されたため、平成19年度以前の予算額及び決算額は把握できない。</p>							
担当部局名	政策統括官(労働担当)付 労働担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課	作成責任者名	辻田博参事官 岡崎直人総務課長	報告書作成日	平成23年6月30日			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-7))

施策目標名	個別労働紛争の解決を促進する(施策中目標 Ⅱ-2-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)個別労働紛争の解決を促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。</p> <p>都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)個別労働紛争対策費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,383,646	1,378,984	1,489,230	1,561,815	1,620,352	/
		補正予算(b)	/	-2,198	-120	/	21,756	/
		繰越し等(c)	/	/	/	/	/	/
		合計(a+b+c)	1,383,646	1,376,786	1,489,110	1,561,815	1,642,108	/
	執行額(千円、d)	1,332,092	1,278,338	1,418,183	1,472,333	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	96.3%	92.8%	95.2%	94.3%	/	/		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	民主党政案集INDEX2009	平成21年9月23日		個別の労使紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備促進を図ります。				

測定指標	指標1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値	—	93.4%	95.5%	96.1%	95.6%	97.6%	90%以上
	年度ごとの目標値	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	—
測定指標	指標2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値	—	94.2%	92.2%	92.2%	90.5%	93.6%	90%以上
	年度ごとの目標値	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	—
測定指標	【参考】指標3 総合労働相談件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	—	946,012	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	—
測定指標	【参考】指標4 民事上の個別労働紛争相談件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	—	187,387	197,904	236,993	247,302	246,907	—
測定指標	【参考】指標5 助言・指導申出受付件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	—	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692	—
測定指標	【参考】指標6 あっせん申請受理件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	—	6,924	7,146	8,457	7,821	6,390	—

<p>参考資料の情報</p>	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO112.html 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要 URL:http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html 平成22年度個別労働紛争解決制度施行状況 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html 関連事業の行政事業レビューシート URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/903a.pdf</p>
----------------	---

担当部局名	大臣官房地方課	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 志村幸久	報告書作成日	平成23年6月27日
-------	---------	--------	-----------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-8))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る(施策中目標Ⅱ-2-8)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること (施策小目標2) 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (施策小目標3) 労働金庫の健全性のための施策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。 ・ 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。 ・ 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (施策小目標1及び2) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 中小企業退職金共済等事業費 雇用勘定 (項) 中小企業退職金共済等事業費 (施策小目標3) 一般会計 (項) 厚生労働本省共通費							
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
※「当初予算」欄に独立行政法人の運営費交付金が含まれるが、「執行額」欄には含まない。 ※平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度以前は本事業に係る執行額として整理していない。	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	13,181,417	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,362,569	
		補正予算(b)	0	0	0	0	-226,735	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	13,181,417	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,135,834	/
	執行額(千円、d)	-	8,329,189	7,316,820	-	/	/	
	執行率(%、d/(a+b+c))	-	67.5	62.3	-	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	416,246人	415,294人	411,561人	404,586人	439,272人	405,600人
	年度ごとの目標値	/	400,600人	400,600人	400,600人	400,600人	403,600人	/
	指標2	基準値	実績値					目標値
	勤労者財産形成促進制度の利用件数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	10,957,645件	10,528,158件	10,180,064件	9,873,198件	9,636,847件	前年度以上
	年度ごとの目標値	/	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	/
	指標3	基準値	実績値					目標値
	全労働金庫に対する検査実施率	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		57%	43%	50%	50%	57%	50%	
年度ごとの目標値	/	50%	50%	50%	50%	50%	/	

参考資料の情報 関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

担当部局名 労働基準局 作成責任者名 勤労者生活課長 三浦知雄 報告書作成日 平成23年6月2日

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-3-1))

施策目標名	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する(施策中目標Ⅱ-3-1)																																																					
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること (施策小目標2)育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること (施策小目標3)パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進する																																																					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っています。</p> <p>○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)により、国は、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めています。</p> <p>○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っています。</p> <p>○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用改善等に取り組み事業主に対して助成金を支給するなどにより、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進しています。</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%の数値目標を掲げるとともに、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」とこととされています。</p> <p>○「第3次男女共同参画白書」(平成22年12月17日閣議決定)において、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられています。</p> <p>○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられています。</p>																																																					
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)男女均等雇用対策費:男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費</p> <p>本施策に関連し、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を23年度から行っています。(～平成25年度まで)</p>																																																					
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>12,905,209</td> <td>13,434,528</td> <td>15,301,049</td> <td>13,990,718</td> <td>13,552,763</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>53,082</td> <td>128,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>12,905,209</td> <td>13,487,610</td> <td>15,429,049</td> <td>13,990,718</td> <td>13,552,763</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td></td> <td></td> <td>13,461,953</td> <td></td> <td>13,552,763</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td></td> <td></td> <td>87.3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,905,209	13,434,528	15,301,049	13,990,718	13,552,763		補正予算(b)	0	53,082	128,000	0	0		繰越し等(c)	0	0	0	0	0		合計(a+b+c)	12,905,209	13,487,610	15,429,049	13,990,718	13,552,763		執行額(千円、d)				13,461,953		13,552,763		執行率(%、d/(a+b+c))				87.3%			
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																															
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,905,209	13,434,528	15,301,049	13,990,718	13,552,763																																																
	補正予算(b)	0	53,082	128,000	0	0																																																
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0																																																
	合計(a+b+c)	12,905,209	13,487,610	15,429,049	13,990,718	13,552,763																																																
執行額(千円、d)				13,461,953		13,552,763																																																
執行率(%、d/(a+b+c))				87.3%																																																		
施策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新成長戦略(閣議決定)</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>雇用・人材戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13% また、同戦略において「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」と明記。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	新成長戦略(閣議決定)	平成22年6月18日	雇用・人材戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13% また、同戦略において「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」と明記。																																															
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																				
新成長戦略(閣議決定)	平成22年6月18日	雇用・人材戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13% また、同戦略において「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」と明記。																																																				

測定指標	指標	基準値	実績値					目標値
			18年	19年	20年	21年	22年	32年
指標1 25～44歳までの女性の就業率		—	64.9%	65.5%	65.8%	66.1%	66.5%	73%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
指標2 男性の育児休業取得率		—	0.57%	1.56%	1.23%	1.72%	1.38%	前年度以上 /24年度/ 29年度
	年度ごとの目標値	—	前年度 (0.50%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上 /3%以上	—
		—	—	—	—	—	—	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
指標3 第1子出産前後の女性の継続 就業率		—	38%	—	—	—	—	24年度/ 29年度
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	45%以上/ 55%以上
		—	—	—	—	—	—	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
指標4 3歳までの育児のための 短時間勤務制度の制度普及 率		—	—	—	38.9%	47.6%	54.3%	23年度
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	56%以上
		—	—	—	—	—	—	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 新成長戦略 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調査推進のための行動指針 URL: http://www8.cao.go.jp/wlb/government/top/index.html 第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ 子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 労働力調査 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm 雇用均等基本調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-21.html 関連事業の行政事業レビューシート URL:
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	雇用均等政策課長 吉本 明子 職業家庭両立課長 塚崎 裕子 短時間・在宅労働課 吉永 和生	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	--	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-1))

施策目標名	妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る(施策中目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっています。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要です。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子保健衛生対策費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	18,651,595	19,194,214	19,111,910	22,899,395	26,045,567	
		補正予算(b)	0	79,000,000	2,437,775	11,158,587	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	18,651,595	98,194,214	21,549,685	34,057,982	26,045,567	
	執行額(千円、d)	17,333,249	97,308,506	20,619,312	33,191,455			
執行率(%、d/(a+b+c))	92.9%	99.1%	95.7%	97.5%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 不妊専門相談センター 全都道府県・指定都市・中核市(平成26年度)				
	民主党Manifesto2010	平成22年6月		「出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。」				
測定指標	指標1 妊産婦死亡率 (出産10万対)	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
	—	4.8	3.1	3.5	4.8	集計中	前年以下	
年度ごとの目標値		前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下		
参考資料の情報	子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 民主党Manifesto2010 URL: http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2010 人口動態調査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html							

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	母子保健課長 泉陽子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-2))

施策目標名	地域における子ども・子育て支援策を推進する(施策中目標 Ⅲ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)地域における子ども・子育て支援策を推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金(平成17年度創設)を交付しています。 根拠法令:次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童育成事業費:地域子育てに必要な経費(全部) (項)地域子育て支援対策費:地域子育て支援の推進に必要な経費(全部) 地域子育て支援対策に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	48,299,908	49,588,671	36,701,914	50,442,792	-
		補正予算(b)	-	-3,167	105,724	-	-	/
		繰越し等(c)	-	-	-	-15,119	-	/
		合計(a+b+c)	-	48,296,741	49,694,395	36,686,795	/	/
	執行額(千円、d)		-	46,104,660	47,287,745	35,448,153	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))		-	95.5%	95.2%	96.6%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	「子ども・子育てビジョン」		平成22年1月29日 閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」			

測定指標	指標1 地域子育て支援拠点事業の実 施設か所数(市町村単 独分を含む)	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	-	-	-	7,134か所	-	10,000か所	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	指標2 乳児家庭全戸訪問事業の実 施市町村割合	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	-	58.2%	72.2%	84.1%	89.2%	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	指標3 養育支援訪問事業の実 施市町村割合	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	24.6%	42.9%	45.3%	55.4%	59.5%	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	指標4 ファミリー・サポート・セ ンター事業の実 施設か所数	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	480か所	527か所	572か所	602か所	637か所	950か所	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	指標5 一時預かり事業の 利用児童数	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	-	-	-	延べ305万人	延べ340万人	延べ3,852万人	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
指標6 ショートステイ事業 の実施設か所数	基準値	実績値					目標値	
-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度		
-	511か所	546か所	592か所	637か所	626か所	870か所		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
指標7 トワイライトステイ 事業の実施設 か所数	基準値	実績値					目標値	
-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度		
-	236か所	268か所	311か所	330か所	339か所	410か所		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

指標8 子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) の調整機関に専門職員を配置 している市町村割合	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	-	-	-	-	58.3%	61.6%	80.0%
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

参考資料の情報	「子ども・子育てビジョン」 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun.pdf
---------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	総務課少子化対策企画室長 黒田秀郎	報告書作成日	平成23年6月
-------	------------	--------	-------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-3))

施策目標名	就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する(施策中目標Ⅲ-1-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 保育所の受入児童数を拡大すること (施策小目標2) 必要ときに利用できる多様な保育サービスを充実させること。 (施策小目標3) 認定こども園の普及促進を図ること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は2010(平成22)年4月現在、約2万6千人となるなど、保育所の定員増にもかかわらず、3年連続で増加しています。こうした中、2010年1月29日に策定した「子ども・子育てビジョン」では、保育サービスの定員を2009(平成21)年度の215万人から2014(平成26)年度に241万人とする目標を掲げ、待機児童解消に向けた取り組みを進めています。今後、「子ども・子育てビジョン」で掲げる目標の実現に向け、待機児童解消策の一層の取組みを推進します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 保育所運営費(全部) (項) 児童育成事業費(一部) (項) 地域子育て支援対策費(一部) (項) 子ども・子育て支援対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 <small>※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</small>	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	313,579,917	331,324,944	344,960,767	379,777,450	402,319,792	/
		補正予算(b)	0	0	-6,981,460	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	313,579,917	331,324,944	337,979,307	379,777,450	402,319,792	/
	執行額(千円、d)	299,904,883	315,748,288	329,164,490	370,621,640	/	/	
	執行率(%、d/(a+b+c))	95.6%	95.3%	97.4%	97.6%	/	/	
※本施策目標に対し、上記の他「安心子ども基金の内数」+「次世代育成支援対策交付金の内数」を加える。								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 認可保育所等 241万人(平成26年度)				

測定指標	指標1 3歳未満児への 保育サービス提供割合	基準値	実績値(各年度4月1日付)					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度末
	年度ごとの目標値	—	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.8%	35%

参考資料の情報	子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html
----------------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	保育課長 今里譲	報告書作成日	平成23年6月20日
--------------	------------	---------------	----------	---------------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-4))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。(施策中目標 Ⅲ-1-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)放課後児童クラブの登録児童数を拡大する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを事業の目的とし、現在は以下の通知等によりその推進を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童育成事業費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	24,866,418	35,122,610	47,100,450	41,733,329	/
		補正予算(b)	—	0	0	0	0	/
		繰越し等(c)	—	34,234	32,244	△ 5,712,668	0	/
		合計(a+b+c)	—	24,900,652	35,154,854	41,387,782	41,733,329	0
	執行額(千円、d)	—	21,733,908	28,816,104	39,671,161	/	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))	—	87.3%	82.0%	95.9%	/	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す				

測定指標	指標1 【放課後児童クラブの提供割合】	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	17.7%	19.0%	20.2%	20.8%	21.2%	32.0%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/

参考資料の情報	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【各年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ukvz.html (平成21年度及び平成22年度) ○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
---------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	真野 寛	報告書作成日	平成23年6月20日
-------	------------	--------	------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-6))

施策目標名	ひとり親家庭の自立を支援する(施策中目標 Ⅲ-1-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)ひとり親家庭の自立を支援するための相談体制を充実させること。 (施策小目標2)母子家庭の母等の就業支援を実施し、自立を促進すること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正により、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,918,579	2,305,460	2,744,217	3,474,220	3,537,607	/
		補正予算(b)	0	133,674	686,805	0	/	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	1,918,579	2,439,094	3,431,222	3,474,220	3,537,607	/
	執行額(千円、d)		1,841,138	2,227,410	3,430,902	3,474,220	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))		96.0%	91.3%	100%	100%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標2 自立支援教育訓練給付金事業 の実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		-	72.1%	81.9%	88.7%	90.0%	-	100%
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/
	指標2 高等技能訓練促進費等事業の 実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		-	53.6%	63.0%	74.3%	81.8%	-	100%
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/
	指標3 母子自立支援員の配置数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	-	1,446	1,458	1,553	1,557	-	23年度/前年度	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	

参考資料の情報	関連法令 母子及び寡婦福祉法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/414a.pdf
---------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 竹林悟史	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	-----------------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-7))

施策目標名	子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する。(施策中目標Ⅲ-1-7)							
施策の概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>平成22年度において、中学校修了前までの子ども一人につき、月額1万3千円の子ども手当をその父母等に支給することを内容とする、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回通常国会に提出し、同年3月に成立した。</p> <p>また、平成23年度においては、①3歳未満の子ども一人につき月額7千円を上積みすること、②地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設けること等を内容とする平成23年度子ども手当支給法を第177回通常国会に提出したが、その後撤回。</p> <p>「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年3月に成立し、同年4月～9月までの6か月間についても、これまでと同じ月額1万3千円の子ども手当が引き続き支給されることとなった。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童手当及子ども手当交付金(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,669,884,126	2,122,589,696	/
		補正予算(b)	-	-	-	0	-188,734,350	/
		繰越し等(c)	-	-	-	16,832,879	0	/
		合計(a+b+c)	-	-	-	1,686,717,005	1,933,855,346	/
	執行額(千円、d)	-	-	-	1,686,689,851	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	-	100%	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	①施政方針演説(鳩山総理) ②施政方針演説(菅総理)		①平成22年1月29日 ②平成23年1月24日		①所得制限を設けず、月額1万3千円の子ども手当を創設 ②3歳未満の子ども手当は月2万円に増額し、保育や地方独自の子育て支援のため5百億円の交付金を新設			
測定指標	指標1 子ども手当を子どものために使った人(予定を含む)の割合	基準値	実績値				目標値	
	年度ごとの目標値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	速やかに
		-	-	-	-	-	集計中	100%
参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>子ども手当について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100402-1.html</p> <p>子ども手当の用途に関する調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000xf8c.html</p>							
担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	子ども手当管理室 鹿沼 均	報告書作成日	平成23年6月15日			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-1))

施策目標名	地域の医療連携体制を構築する(施策中目標 IV-1-1)						
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1)医療計画に基づく医療連携体制を構築すること (施策小目標2)救急医療体制を整備すること (施策小目標3)周産期医療体制を確保すること (施策小目標4)小児医療体制を整備すること (施策小目標5)災害医療体制を整備すること (施策小目標6)へき地保健医療対策を推進すること (施策小目標7)病院への立入検査の徹底 (施策小目標8)医療法人等の経営の安定化を図ること</p>						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める ※ 都道府県は、四疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされています。</p> <p>○ 消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされています。</p> <p>○ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っているところです。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)医療提供体制確保対策費:医療提供体制確保対策に必要な経費(一部) 医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部) (項)医療提供体制基盤整備費:医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部) (項)医療従事者資質向上対策費:(一部)</p>						
施策の予算額・執行額等 (「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。)	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況※ (千円)	当初予算(a)	26,964,162	28,071,658	40,446,628	37,589,766	30,651,736	-
	補正予算(b)	0	0	122,210,109	48,500	0	/
	繰越し等(c)	19,445	0	0	36,033,874	0	/
	合計(a+b+c)	26,983,607	28,071,658	162,656,737	73,672,140	30,651,736	/
	執行額(千円、d)	18,052,593	20,716,408	151,453,475	集計中	/	/
	執行率(%、d/(a+b+c))	66.9%	73.8%	93.1%	-	/	/
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	第174回国会 鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日		「乳幼児からお年寄りまで、誰もが安心して医療を受けられるよう、その配分も大胆に見直し、救急・産科・小児科などの充実を図ります。」 「消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。」			

※22年度、23年度において、予算の組み替えが行われ、新たに産科医療、在宅医療等に係る経費が追加されています。

測定指標	指標1 自宅で死亡する者の数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	131,854	136,437	144,771	141,955	集計中	前年以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	8.4%	10.2%	10.4%	11.4%	集計中	前年以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標3 周産期死亡率(出産1,000対)	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	4.7	4.5	4.3	4.2	集計中	前年以下	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標4 幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	24.6	22.8	22.3	21.2	集計中	前年以下	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標5 病院の耐震化率	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	—	—	—	50.8	56.2	—	78.1	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標6 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	21,511	20,136	34,652	34,591	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標7 病院への立入検査における指摘に対する遵守率	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	97.2	96.4	97.3	97.8	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	

※指標1～4の実績値については年単位の集計

参考資料の情報
<ul style="list-style-type: none"> ・医療法(総務省ホームページ) URL:http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO205.html ・消防法(総務省ホームページ) URL:http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(総務省ホームページ) URL:http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO103.html ・平成21年 人口動態統計の年間推計 URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai09/index.html ・平成21年 人口動態統計(確定数)の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei09/index.html ・「救急医療の今後のあり方に関する検討会」(平成20年7月中間取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0730-21.html ・「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」(平成21年3月報告書) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0305-7.html ・「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」(平成21年7月中間取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0708-3.html ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」(平成20年度中央防災会議決定) URL: http://www.bousai.go.jp/chubou/22/shiryo4-2.pdf ・「へき地保健医療対策検討会」(平成22年3月報告書) URL:http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0401-4.html ・総務省による行政評価・監視(小児医療関係) URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo_19.html ・人口動態調査(総務省ホームページ) URL:http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?toGL08020101_tstatCode=000001028897&requestSender=dsearch ・病院の耐震改修状況調査の結果について URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003jyl.html ・医療法第25条に基づく立入検査結果について(平成20年度分) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000068ds.html

担当部局名	医政局	作成責任者名	指導課長 新村和哉	報告書作成日	平成23年7月
-------	-----	--------	-----------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-1-3))

施策目標名	医療従事者の資質向上を図る(施策中目標Ⅳ-1-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医師・歯科医師の臨床研修を推進すること (施策小目標2)医療従事者等に対する研修を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>◆(施策小目標1)について 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師については1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。 (根拠法令：医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2)</p> <p>◆(施策小目標2)について 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。 (根拠法令：保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者確保対策費 (項)医療従事者資質向上対策費 (項)医療提供体制基盤整備費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,907,211	19,887,919	20,255,434	21,343,746	18,060,426	
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	19,907,211	19,887,919	20,255,434	21,343,746	18,060,426	
	執行額(千円、d)	18,940,771	19,596,159	19,819,754	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.1%	98.5%	97.8%	集計中				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	医師研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		[P]	-	-	74%	74%	[P]	[P]
	年度ごとの目標値	-	-	-	74%	74%	-	
	歯科医師研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	-	[P]	[P]
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	基準値	実績値					目標値
		22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		19,822	18,658	18,461	15,613	[P]	[P]	
年度ごとの目標値	-	18,428	19,822	18,658	18,461	15,613	-	
【参考】 臨床研修指導医における講習会の修了者人数	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	4,816	4,627	8,676	6,772	5,590	-	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
---------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 村田善則	報告書作成日	平成23年6月28日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

(注) 歯科医師臨床研修については、歯科保健課長 上條英之
看護師等の講習会・研修会については、看護課長 岩澤和子

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-4))

施策目標名	医療安全確保対策を推進する(施策中目標 IV-1-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 医療の質と安全性の向上を図ること (施策小目標2) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること (施策小目標3) 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うこととされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療安全確保推進費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	279,331	300,430	462,962	390,080	355,955	/
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	279,331	300,430	462,962	390,080	355,955	/
	執行額(千円、d)	259,382	297,021	417,298	集計中	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	93%	99%	90%	#VALUE!	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	300	285	283	427	578	578
	年度ごとの目標値	-	300	285	283	427	/	
	医療安全対策加算1届出医療機関の割合(H21'までは医療安全対策加算)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	12.0	15.9	17.3	18.3	23年7月頃公表	/
	年度ごとの目標値	-	12.0	15.9	17.3	18.3	/	
	医療安全対策加算2届出医療機関の割合(H22に創設)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		-	-	-	-	23年7月頃公表	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	/		

参考資料の情報							
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	医療安全推進室長 渡辺真俊	報告書作成日	平成23年7月1日
-------	-----	--------	------------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-5))

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させる(施策中目標IV-1-5)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1)政策医療を開発・確立すること。</p> <p>(施策小目標2)政策医療の均てん化を図ること。</p> <p>※なお、独法通則法に基づき、独立行政法人国立病院機構及び高度専門研究医療研究センターについて独法評価委員会にて実績評価が実施されています。</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っています。							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>◎一般会計予算</p> <p>(項) 独立行政法人国立病院機構運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立病院機構施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立病院機構出資金(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立がん研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立がん研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立がん研究センター出資金(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立循環器病研究センター出資金(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立成育医療研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費(全部)</p> <p>(項) 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費(全部)</p> <p>(項) 医療提供体制基盤整備費(一部)</p> <p>◎国立高度専門医療センター特別会計(平成21年度をもって廃止)</p> <p>(項) 政策医療推進費(全部)</p> <p>(項) 施設整備費(全部)</p> <p>(項) 国債整理基金特別会計へ繰入(全部)</p> <p>(項) 医療技術開発等研究費(全部)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	202,620,902	203,166,105	203,926,833	85,905,660	71,862,668	
		補正予算(b)	1,459,142	4,959,332	87,255,643	49,866,785	3,187,163	
		繰越し等(c)	△ 764,222	△ 2,239,257	18,183,796	△ 11,328,650	13,167,996	
		合計(a+b+c)	203,315,822	205,886,180	309,366,272	124,443,795	88,217,827	
執行額(千円、d)	151,147,831	156,038,151	223,250,701	44,470,607				
執行率(%、d/(a+b+c))	98.49%	98.74%	84.76%	99.84%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	464	427	533	1,087	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	464	427	533	1,087	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	2,961	3,073	3,145	5,171	調査中	前年度以上
	年度ごとの目標値	—	2,961	3,073	3,145	5,171		
	研修会受入人数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	8,201	12,215	23,397	237,742	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	8,201	12,215	23,397	237,742	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		8,201	12,215	23,397	237,742	調査中	前年度以上	

ホームページアクセス件数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	18,337,788	26,196,683	36,830,123	55,698,319	調査中	前年度以上
年度ごとの目標値	—	18,337,788	26,196,683	36,830,123	55,698,319		

※平成17年度から20年度の実績値については、国立高度専門医療センター分のみである。

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=ourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%d%82%93%78%90%ea%96%e5%88%e3%97%c3&EFSNO=84&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=100 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律)
	http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=ourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%d%91%97%a7%95%61%89%40%8b%40%8d%5c%96%40&EFSNO=54&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=5 (独立行政法人国立病院機構法) 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/index.html

担当部局名	医政局	作成責任者名	国立病院課長 池永敏康	報告書作成日	平成23年6月1日
-------	-----	--------	-------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-7))

施策目標名	新医薬品・医療機器を迅速に提供する(施策中目標 IV-1-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること (施策小目標2)有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の革新「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うとされました。</p> <p>また、本年6月17日の政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うとされています。 ※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいいます。</p>							
予算書との関係	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品承認審査等推進費</p> <p>※平成20年度より、予算体系を大幅に変更したため、平成19年度の予算額及び決算額を記載することができません。</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	738,974	688,034	1,581,129	802,655	
		補正予算(b)	-	0	1,660,953	172,461	0	
		繰越し等(c)	-	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	-	738,974	2,348,987	1,753,590	802,655	
	執行額(千円、d)		-	625,783	2,263,830	1,655,310		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	84.7%	96.4%	94.4%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・革新的医薬品・医療機器創出のための5ヶ年戦略 ・経済財政改革の基本方針2007 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月26日 ・平成19年6月19日 		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導くとともに、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目標とする。 ・「革新的医薬品・医療機器創出のための5ヶ年戦略」を着実に実施する。 			

測定指標	新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	13.7か月	12.3か月	15.4か月	11.9か月	9.2か月	9か月
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	20.3か月	20.7か月	22.0か月	19.2か月	14.7か月	12か月
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		-	-	15.7か月	16.1か月	13.9か月	15.1か月	10か月
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		-	19.0か月	20.0か月	21.3か月	19.3か月	20.5か月	14か月
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	2.4か月	3.4か月	2.2か月	2.0か月	集計中	0
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度	
	-	17か月	14か月	23か月	36か月	集計中	0	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

※デバイス・ラグの数値については、新医薬品と比較して新医療機器として承認される品目数が少なく増減が多くなること、また、世界で先行して承認されている未承認医療機器の掘り起こし(申請の促進)による申請ラグの顕在化(長期化する傾向があること)に留意が必要です。

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん対策基本法案に対する附帯決議(平成18年6月15日、第164回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/164/f069_061501.pdf ○ 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議(平成20年1月10日、第168回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/168/i069_011001.pdf ○ 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25日、総合科学技術会議) http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu62/haihu-si62.html ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0305-1.html ○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision0627.html ○ 医療機器の審査迅速化アクションプログラム(平成20年12月11日 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/01/tp0105-2.html ○ 経済危機対策(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議) http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf ○ 政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/kettei4/gijisidai.html
---------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課長 成田昌裕 医療機器審査管理室長 関野秀人	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	--------------------------------	--------	---------

医薬品については、医薬食品局審査管理課長 成田昌裕
医療機器については、医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長 関野秀人